

北海道水防計画の修正の概要

1 修正の趣旨

平成29年6月19日の水防法の一部改正等に伴い所要の修正を行う。

2 修正の概要

(1) 「逃げ遅れゼロ」実現のための多様な関係者の連携体制の強化

>> 「大規模氾濫減災協議会」の創設に関する事項を追加

- 国土交通省又は北海道知事が指定する河川において、流域自治体、河川管理者等からなる協議会の設置の義務化を踏まえ、国による大規模氾濫減災協議会の設置及び道による北海道大規模氾濫減災協議会の設置について追加。

>> 市町村長による水害リスク情報の周知制度の創設に関する事項を追加

- 洪水予報河川や水位周知河川に指定されていない中小河川についても、過去の浸水実績等を市町村長が把握した際は、これを水害リスク情報（当該河川が氾濫した場合に浸水が予想されるエリア・水深等）として住民に周知する制度の創設について追加。

>> 災害弱者の避難について地域全体での支援に関する事項を追加

- 洪水や土砂災害のリスクが高い区域に存する要配慮者利用施設について、当該施設の所有者又は管理者の避難確保計画作成及び避難訓練実施の義務化等について追加。

(2) 「社会経済被害の最小化」のための既存資源の最大活用

>> 民間を活用した水防活動の円滑化に関する事項を追加

- 水防管理者等から委任を受けた民間事業者への緊急通行等の権限付与について追加。

>> 浸水拡大を抑制する施設等の保全に関する事項を追加

- 水防管理者が指定する輪中堤等の掘削及び切土等行為の制限について追加。

3 修正の経過

- 平成29年7月 水防法の改正等を踏まえ修正案を作成
- 平成29年8月 北海道防災会議水防部会幹事への意見照会

[参考 水防部会について]

北海道防災会議に設置され、北海道水防計画に関する調査・審議を行う。

<構成機関>

北海道開発局、札幌管区气象台、陸上自衛隊北部方面総監部、
北海道警察本部、北海道市長会、北海道町村会、(公財)北海道消防協会、
全国消防長会北海道支部、東日本電信電話(株)北海道事業部、日本放送協会札幌放送局、
北海道旅客鉄道(株)、北海道電力(株)、北海道